

目的別公園使用分類表

別紙 1

①行為判断基準 公園の使用が2～3日程度の簡易催事と見なされる場合

No	主な公園使用行為事由	適用
1	愛護会・自治会・町内会等の催事に類するもの	
2	募金に類するもの	
3	物品販売に類するもの	
3	写真・映画・TV撮影・ロケーション	
4	興業に類するもの	
5	競技会・展示会・博覧会に類するもの	

②占用判断基準 公園に著しい支障がなく必要と認められる占用で、長期間にわたる場合

No	主な公園占用事由	適用
1	電柱・電線・変圧塔等に類するもの	
2	水道管・下水道管・ガス管等に類するもの	
3	通路・鉄道・軌道・公共駐車場に類し、地下に設けられるもの	
4	郵便差出箱・信書便差出箱又は公衆電話	
5	非常災害時における避難者収容仮設工作物	
6	競技会・集会・博覧会に類する催事に設けられる仮設工作物	
7	標識	
8	災害応急対策用備蓄倉庫他災害応急対策に必要な施設	
9	防火用貯水槽(地中用)	
10	省令で定める上下水道施設・河川管理施設及び変電所(地中用)	
11	橋・道路・鉄道・軌道で高架のもの	
12	索道・鋼索鉄道	
13	警察の派出所及び付属施設	
14	天体・气象台又は土地観測施設	
15	工事用板囲い・足場・詰め所その他の工事用施設	
16	都市再開発法等に基づく一時収容施設	
17	条例で定めた施設 [十三塚公園 教育施設]	条9-2

③設置判断基準 公園の機能増進に資する施設であり、公園管理者以外の管理が適切である場合

No	主な施設設置事由	適用
1	愛護会・自治会・町内会等による防災倉庫に類するもの	
2	愛護会・自治会・町内会等による清掃用倉庫に類するもの	
3	消防団等による消防器具庫に類するもの	
4	公園管理者が管理する事が不相当でかつ公園の機能を増進するもの	
5	売店・飲食店等の営利を目的とするもので、事由4に適合するもの	